

青梅市御岳交流センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

観光客の利用の拡大および施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者が行う業務等について見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市御岳交流センター条例の一部を改正する条例

青梅市御岳交流センター条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「使用者」を「センター使用者」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(駐車の拒否)

第5条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの駐車場（以下「駐車場」という。）の使用を拒否することができる。

- (1) 発火性または引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設および設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上支障があると認めるとき。

第6条第2項中「使用者」を「センター使用者」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 駐車場を使用する者は、原則として入庫時に使用料を納付しなければ

ならない。

第7条第1号および第3号中「使用者」を「センター使用者」に改める。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場の使用時間は、規則で定める。

第11条から第14条までの規定中「使用者」を「センター使用者」に改める。

第15条中「使用者」の次に「（センター使用者および駐車場を使用する者をいう。以下同じ。）」を加える。

第18条第2項中「第5条まで」を「第5条の2まで」に改める。

第20条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市長の承認を得て行う自主事業の運営に関する業務

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第21条 市長は、センターの管理を第18条第1項の規定により指定管理者に行わせる場合において、指定管理者にセンターの利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を後納することができる。

3 利用料金は、第6条第1項に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができる。利用料金を変更するときも、また同様とする。

4 駐車場の利用料金を徴収する期間および時間（以下「徴収期間等」という。）は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができる。徴収期間等を変更するときも、また同様とする。

5 指定管理者は、前2項の承認を受ける場合においては、あらかじめ利用料金または徴収期間等の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

6 指定管理者は、第3項および第4項の規定により利用料金または徴収期間等を定めたときは、ただちに公表するとともに、センターにおいて

使用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

7 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額または免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部または一部を還付することができる。

別表に次のように加える。

駐車場	自動車（2輪のもの（側車付きのものを除く。）を除く。） 1台当たり1日1回につき500円。ただし、入庫から30分以内に出庫した場合は、無料とする。
-----	--

別表備考に次のように加える。

3 駐車場の使用料を徴収する期間および時間は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（青梅市駐車場条例の一部改正）

2 青梅市駐車場条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

青梅柚木苑地 駐車場	東京都青梅市柚木町3 丁目643番地	午前7時から午後7時 (1月、2月および12 月は午後6時)まで
御岳本町駐車 場	東京都青梅市御岳本町 369番地の1	

」を

「

青梅柚木苑地 駐車場	東京都青梅市柚木町3 丁目643番地	午前7時から午後7時 (1月、2月および12 月は午後6時)まで
---------------	-----------------------	--

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

名称	使用料	徴収期間および時間
御岳苑地駐車場	自動車（2輪のもの（側車付きのものを除く。）を 除く。）1台当たり1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに100円。ただし、入庫から30分まで無料とし、1日（午前零時から午後12時までの時間をいう。）ごとに800円を限度とする。	市長が定める期間および時間

議案第4号
参考資料

青梅市御岳交流センター条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

観光客の利用の拡大および施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者が行う業務等について、見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定管理者による自主事業の実施（第20条関係）

指定管理者が行う業務に「市長の承認を得て実施する自主事業の運営に関する業務」を追加する。

(2) 利用料金制の導入（第21条関係）

利用料金制に関する規定を次のように加える。

ア 市長は、青梅市御岳交流センター（以下「センター」という。）の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者にセンターの利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

イ 利用料金は、条例に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができる。

ウ 駐車場の利用料金を徴収する期間および時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができる。

エ 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部もしくは一部を還付し、または利用料金を減額もしくは免除することができる。

(3) 駐車場の位置付けの変更（別表関係）

青梅市駐車場条例（昭和39年条例第14号）に規定する御岳本町駐車場をセンターの駐車場とし、使用料等を定める。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日

(2) 青梅市駐車場条例の一部改正

御岳本町駐車場に関する規定を削る。

青梅市御岳交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市御岳交流センター条例（平成25年条例第28号）

改正後	現行	備考
<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の場合、第3条に規定する使用の承認を受けた者（以下「<u>センター使用者</u>」という。）において損害を生ずることがあっても、青梅市（以下「市」という。）は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(駐車の拒否)</p> <p>第5条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの駐車場（以下「<u>駐車場</u>」という。）の使用を拒否することができる。</p> <p>(1) <u>発火性または引火性の物品を積載しているとき。</u></p> <p>(2) <u>駐車場の施設および設備等を破損するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>センター使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、国または地方公共団体その他これらに類する団体に使用を承認したときは、別に納期を指定して使用料を徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>駐車場を使用する者は、原則として入庫時に使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>4 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減額または免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を還付することができる。</p>	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の場合、第3条に規定する使用の承認を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）において損害を生ずることがあっても、青梅市（以下「市」という。）は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>使用者</u>は、使用料を前納しなければならない。ただし、国または地方公共団体その他これらに類する団体に使用を承認したときは、別に納期を指定して使用料を徴収することができる。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減額または免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を還付することができる。</p>	

(1) 天災地変その他センター使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。

(2) 略

(3) センター使用者が使用を開始する7日前までに使用の取消しの申出をし、市長がこれを承認したとき。

(使用時間)

第10条 センターの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、駐車場の使用時間は、規則で定める。

2 略

(目的外使用の禁止)

第11条 センター使用者は、承認を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡禁止)

第12条 センター使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(設備変更の禁止等)

第13条 センター使用者は、センターに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 センター使用者は、使用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。第5条第1項の規定により使用承認を取り消され、または使用を中止させられたときもまた同様とする。

(損害賠償)

第15条 センターの入館者および使用者(センター使用者および駐車場を使用する者をいう。以下同じ。) (以下「入館者等」という。)が、センターおよび付帯設備に損害を生じさせた場合は、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。

(2) 略

(3) 使用者が使用を開始する7日前までに使用の取消しの申出をし、市長がこれを承認したとき。

(使用時間)

第10条 センターの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 略

(目的外使用の禁止)

第11条 使用者は、承認を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(設備変更の禁止等)

第13条 使用者は、センターに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。第5条第1項の規定により使用承認を取り消され、または使用を中止させられたときもまた同様とする。

(損害賠償)

第15条 センターの入館者および使用者_____ (以下「入館者等」という。)が、センターおよび付帯設備に損害を生じさせた場合は、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第18条 略

2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、第3条(第2項第2号を除く。)から第5条の2まで、第7条、第9条および第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項中「青梅市(以下「市」という。)」とあるのは「青梅市(以下「市」という。)および指定管理者」と、第16条中「市」とあるのは「市および指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 市長の承認を得て行う自主事業の運営に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(利用料金)

第21条 市長は、センターの管理を第18条第1項の規定により指定管理者に行わせる場合において、指定管理者にセンターの利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を後納することができる。

3 利用料金は、第6条第1項に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができる。利用料金を変更するときも、また同様とする。

4 駐車場の利用料金を徴収する期間および時間(以下「徴収期間等」という。)は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができる。徴収期間等を変更するときも、また同様とする。

5 指定管理者は、前2項の承認を受ける場合においては、あらかじめ利用料金または徴収期間等の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

6 指定管理者は、第3項および第4項の規定により利用料金または徴収期間等を定めたときは、ただちに公表するとともに、センターにお

(指定管理者による管理)

第18条 略

2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、第3条(第2項第2号を除く。)から第5条まで、第7条、第9条および第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項中「青梅市(以下「市」という。)」とあるのは「青梅市(以下「市」という。)および指定管理者」と、第16条中「市」とあるのは「市および指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

いて使用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

7 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額または免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部または一部を還付することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表（第6条関係）

センター使用料表

区分	定員	使用時間		全日
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	
略				
駐車場	自動車（2輪のもの（側車付きのものを除く。）を除く。）1台当たり1日1回につき500円。ただし、入庫から30分以内に出庫した場合は、無料とする。			

備考

1 および2 略

3 駐車場の使用料を徴収する期間および時間は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表（第6条関係）

センター使用料表

区分	定員	使用時間		全日
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	
略				

備考

1 および2 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(青梅市駐車場条例の一部改正)

2 青梅市駐車場条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

青梅柚木苑地駐 車場	東京都青梅市柚木 町3丁目643番地	午前7時から午後7時 (1月、2月および12 月は午後6時)まで
御岳本町駐車場	東京都青梅市御岳 本町369番地の1	

」を

「

青梅柚木苑地駐 車場	東京都青梅市柚木 町3丁目643番地	午前7時から午後7時 (1月、2月および12 月は午後6時)まで
---------------	-----------------------	--

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

名称	使用料	徴収期間お よび時間
御岳苑地駐車場	自動車（2輪のもの（側車付 きのものを除く。）を除く。） 1台あたり1時間（1時間に 満たない場合は、1時間とす る。）ごとに100円。ただし、 入庫から30分まで無料とし、 1日（午前零時から午後12時 までの時間をいう。）ごとに 800円を限度とする。	市長が定め る期間およ び時間